

※は、昨年、議会改革に関する提案として提出され、議会基本条例を検討する組織で検討することとされた事項

項目及び要素		会派名又は個人名
制定時期		
1	平成24年度中の成立を図る	無所属
前文		
2	基本コンセプト:「住民本位の政治」の確立	公明党
3	議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法の精神を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。	※日本共産党
4	議会改革については継続して実施すること。	大和クラブ
5	・なぜいま議会基本条例なのか、趣旨や基本となる考え方を市民に分かりやすく伝える。 ・地方自治の本旨、分権、自治、長と議会との関係、市民と議会との関係など ・市民の信託に応える議会	神奈川ネットワーク運動
議会と改革の監視機能		
88	市民参加の(仮称)議会改革推進協議会を設置	神奈川ネットワーク運動
89	市民参加型の議会改革検討協議会の設置	明るいみらい・やまと
90	議会改革協議会の常設化 【補足】議会改革協議会を常設化して、議会基本条例が制定された後も永続すべきと考えます。常により良い議会にする為に改善を続けるべきで、議会改革にゴールはないと考えます。	※佐藤議員
91	議会改革の為の会は例えば議会基本条例を制定した後も残すべき。 【補足】議会改革という自己変革は常に行なっていく必要があるのではないかと	※山本議員
条例の見直し		
92	継続的な検討	公明党
93	基本条例の実施については不断に点検し、改正その他必要な措置を講ずること。	大和クラブ
94	・市民の意見や上記協議会等の意見を踏まえる。 ・見直しにあたっては、最高規範性を持つ条例であることを配慮	神奈川ネットワーク運動
95	議会基本条例は時限立法、改選ごとに見直し義務	明るいみらい・やまと

項目及び要素		会派名又は個人名
その他		
96	ペーパーレス化に努める。	新政クラブ
97	大和市議会災害対策本部(廃止)にともない、災害時の議会のマニュアル化制定他	大和クラブ
98	IT関連機器の積極活用	明るいみらい・やまと
99	パソコンは議員1人に1台は貸与すべき	無所属
分かりやすい議会運営		
58	一問一答。原則市長が答弁。行政に反問権の付与	新政クラブ
59	反論権の付与	公明党
60	反問権の付与	大和クラブ
61	・一問一答式(できる規定) ・質問の趣旨の確認(反問権はこの程度に)	神奈川ネットワーク運動
62	・一問一答方式 ・条件付き反問権の検討 ・対面式質問	明るいみらい・やまと
63	議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領を定め、所信及び抱負を表明するための「所信表明会」を開催し、その選考過程が明らかになるようにする。(地方自治法によると議長選出の手続きは公職選挙法に準じ、その中で立候補制は明記されていないとの事なので、条例には明記せず、多数の自治体で行われている様に要綱を定め、それに基づいて実施する形式とする。)	みんなの党大和
64	・市長の反問権を認める。 【補足】市長が逆に問うことにより、議論が深まる。 ・市長に対し、会派代表が10分程(若しくは会派人数に比例して時間配分)、一対一でクエスチョンタイムの様に質問できる場をつくる。 【補足】市長と一対一の質問なので、より市長の考え・政策がわかりやすくなる。また、市民にとって興味を持ちやすくなる。(7月26日、議会と市長との関係(51)から移動)	※山本議員
65	・議員の発言について、質問時間は1人60分程度に延長 ・議場の在り方 * 市長と議員の対面式の議場のレイアウトは資金がなくとも可能 * パワーポイントを使用できるように整備 ・議長、副議長、監査委員は所信表明でしっかり方針を明示して、公明正大に行うべきである。	無所属